

TOPICS

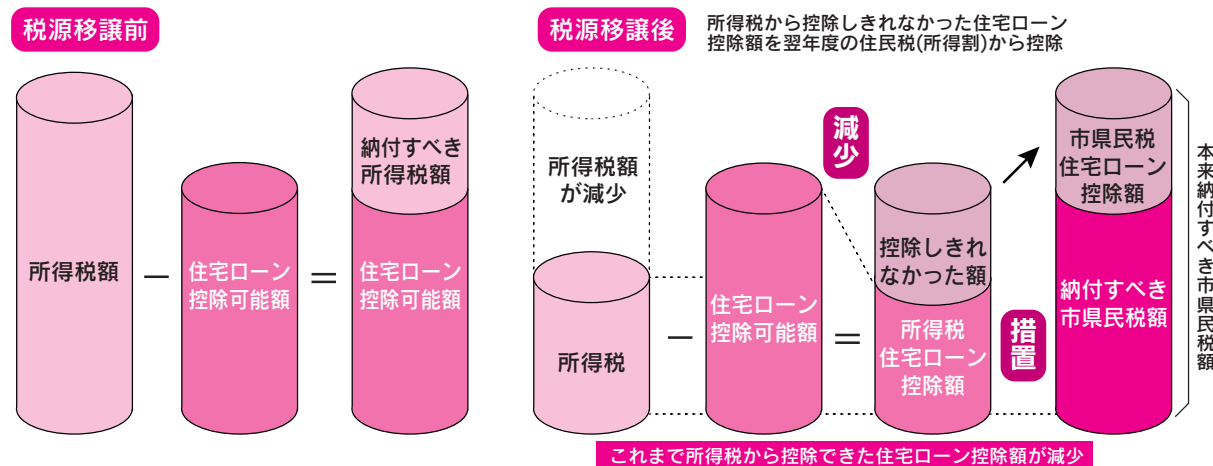
申告期間
平成20年
3月17日
まで

所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった方へ

申告が必要です

控除しきれなかった分は市県民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。
平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税(所得割)から控除できます。



ここにご注意を！

- 平成20年以降、住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。
- 平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除Q & A

- Q市県民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？**
- A「市県民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。
- Qどういう場合に住民税の住宅ローン控除の対象となるの？**
- A給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となります。
- Q平成19年以降に入居した場合は？**
- A「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。
所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、税務署(☎6144)にお問い合わせください。
※「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。

お問合せは、市税務課市民税・国保料グループ(☎6524)へ。

TOPICS

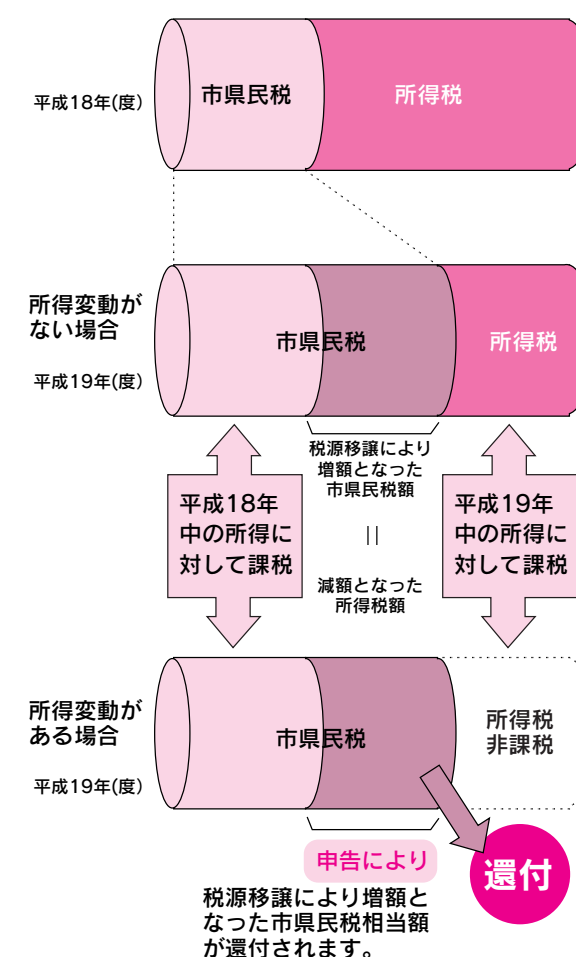
申告期間
平成20年
7月1日~31日
まで

平成19年に所得が減って所得税 が課されなくなった方へ

税源移譲により、所得税率の変更(所得額195万円まで、10%→5%)による税負担の軽減の恩恵は受けて、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度市県民税額から、

税源移譲により増額となった市県民税相当額を還付します。

申告方法等の詳細については、平成20年4月以降にお知らせします



●対象者

平成18年中は所得があり、所得税が課税されていたが、平成19年には所得税が非課税となる程度まで所得が減少した人が対象となります。

そして、次の①②の両方の条件を満たす人

- ①平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)
＞市県民税と所得税との人的控除の差(※)の合計額
- ②平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税を含む)
≤市県民税と所得税との人的控除の差(※)の合計額

●計算方法(対象は平成19年度市県民税のみです)

平成19年度市県民税額(調整控除後)
－平成19年度市県民税額(税源移譲前の市県民税額)
＝平成19年度市県民税額から差し引く金額

※すでに納付されている場合は還付します。
※平成19年中になくられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※市県民税と所得税の人的控除の差(主なもの)

所得控除区分		差額
配偶者控除	一般	5万円
	老人	10万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
基礎控除	同居老親等	13万円
	基礎	5万円

確定申告は便利でお得なe-Tax(国税電子申請・納税システム)で